

個人住民税の定額減税

▶問合せ 税務会計課 ☎25-3262

令和6年度税制改正により、物価高による国民の負担を緩和するため、個人住民税において定額減税を実施しています。

▶定額減税の対象者

令和6年度個人住民税所得割の納税者のうち、前年の合計所得が1,805万円以下の方
※非課税の方、均等割のみ課税される方は、対象外です。

▶減税される額

納税義務者本人の所得割額から、右表の額の合計額を減税します。

▶減税の方法

住民税の納税の仕方により、定額減税の方法が異なります。

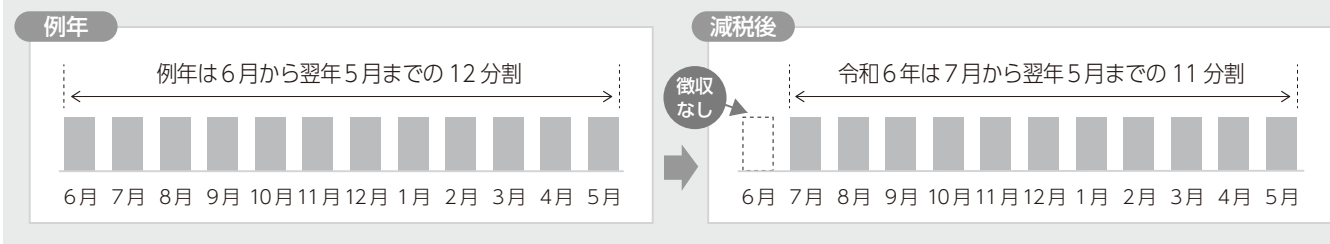
▶減税額

対象者	減税額
本人	1万円
控除対象配偶者、扶養親族 (国外居住者は除く)	1人につき 1万円

※扶養の判定は、令和5年12月31日の現況によります。

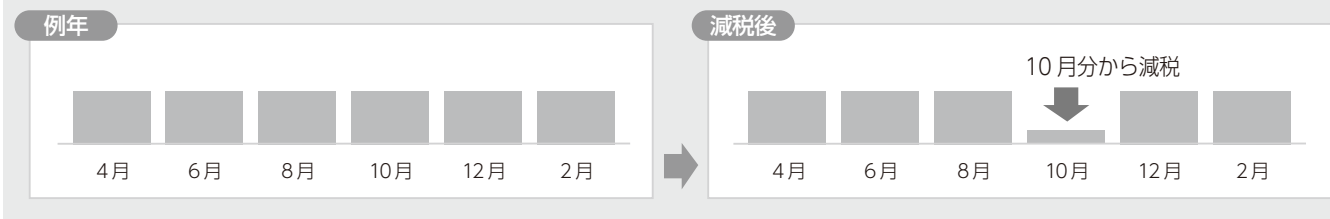
給与所得者の場合(特別徴収)

年間の税額から定額減税の金額を控除した税額を、7月～翌年5月までの11ヶ月に分割します。



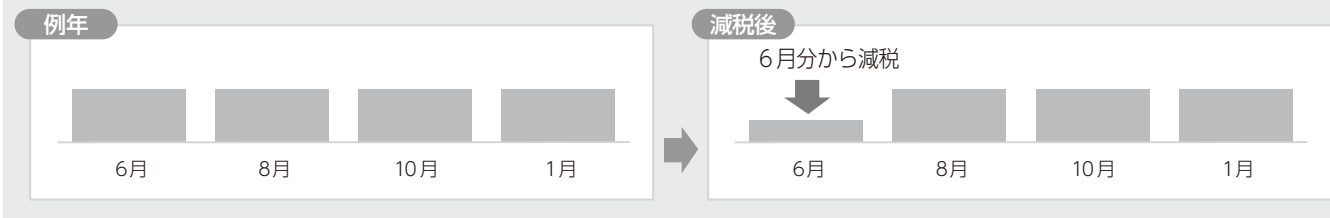
年金受給者の場合(特別徴収)

年間の税額を基に、年金から天引きされる金額を計算した後、10月分から順次減税します。



農業所得者等の場合(普通徴収)

年間の税額を4期分に分割した後、6月分から順次減税します。



▶定額減税しきれない場合

住民税の所得割から減税を行い、所得割の全額が控除されてもなお定額減税の可能額が残る方は、次のページの調整給付金の対象となります。
なお、定額減税の対象とならない方は、次のページの物価高騰給付金の対象となる場合があります。

▶所得税の定額減税

令和6年度分所得税で、1人3万円の定額減税が行われます。適用条件や減額方法など詳しくは、国税庁の特設サイトをご確認ください。

国税庁定額減税
特設サイト▶



減税しきれない方へ調整給付

▶問合せ 健康福祉課 ☎25-3285

住民税、所得税から減税を行い、定額減税可能額を控除しきれなかった金額を給付します。

▶給付の対象者

定額減税可能額を控除しきれない人

▶給付額の計算方法

所得税	定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年度分推計所得税 (減税前)	=	①	}	支給額 (1万円単位で切り上げ)
				+			
住民税	定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年度分個人住民税額 (減税前)	=	②		

▶手続き方法

対象と思われる方には、準備ができしだい役場から確認書が届きます。
必要事項を記入し役場に返信してください。

物価高騰対策給付金

村では、物価高騰による家庭への負担増を踏まえ、特に家庭への影響が大きい低所得世帯と子育て世帯に対して必要な支援を行うため、給付金を支援します。

▶給付の対象者

全員が令和6年度住民税非課税者の世帯、住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯
※令和5年度に受給した方は対象外です。

▶給付額

1世帯につき10万円（18歳以下の者1人あたり5万円を追加）

▶手続き方法

対象と思われる世帯には、8月中旬以降に役場から確認書が届きます。
必要事項を記入し役場に返信してください。



ご注意 給付金詐欺にご注意を！



「定額減税の手続き」や「物価高騰対策給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 役場職員がお電話で口座番号や個人番号をお尋ねすることはありません。
- 給付金の支給にあたり、手数料を求めることは絶対にありません。

●役場や厚生労働省が、A T Mの操作をお願いすることは絶対にありません。

昭和村役場や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や沼田警察署(☎22-0110)、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。